

第 54 号議案

神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 14 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年 3 月条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条）</u></p> <p><u>第 2 章 定年制度（第 2 条－第 5 条）</u></p> <p><u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条－第 11 条）</u></p> <p><u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）</u></p> <p><u>第 5 章 雜則（第 13 条）</u></p> <p><u>附則</u></p>	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

第2条 [略]

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 [略]

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

(1) 別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢65年

(2) 管理員 年齢63年

(3) 工業高等専門学校長 年齢65年

(4) 工業高等専門学校の教授、准教授、講師、助教及び助手 年齢63年

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職

員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）
（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号の一に該当すると認めるとときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるとときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 [略]

第5条 [略]

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職とする。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 [略]

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(1) 別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 工業高等専門学校の学校長

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、工業高等専門学校の高等専門学校主事の管理監督職勤務上限年齢は、年齢63年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をし

ようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上

の段階より下位の職制上の段階に
属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降
任等及び管理監督職への任用の制限
の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任
等をすべき管理監督職を占める職員
について、次に掲げる事由があると
認めるときは、当該職員が占める管
理監督職に係る異動期間（当該管理
監督職に係る管理監督職勤務上限年
齢に達した日の翌日から同日以後に
おける最初の4月1日までの間をい
う。以下この章において同じ。）の末
日の翌日から起算して1年を超えない
期間内（当該期間内に定年退職日
がある職員にあっては、当該異動期
間の末日の翌日から定年退職日まで
の期間内。第3項において同じ。）で
当該異動期間を延長し、引き続き当
該管理監督職を占める職員に、当該
管理監督職を占めたまま勤務をさせ
ることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又
は経験を必要とするものであるた
め、当該職員の他の職への降任等
により生ずる欠員を容易に補充す
ることができず公務の運営に著し

い支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職

員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る

異動期間の末日の翌日から起算して
1年を超えない期間内で当該異動期
間を延長し、引き続き当該管理監督
職を占めている職員に当該管理監督
職を占めたまま勤務をさせ、又は当
該職員を当該管理監督職が属する特
定管理監督職群の他の管理監督職に
降任し、若しくは転任することがで
きる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）
が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、
又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）
が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して
1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定め

る情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雜則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1、2 [略]

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の

附 則

1、2 [略]

右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年 月条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3

条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号及び第4号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書に掲げる職を占める職員にあつては年齢63年。以下この項にお

いて同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表(第3条関係)

- (1) 診療所
- (2) 保健所

<u>別表（第6条関係）</u> <u>(1) 診療所</u> <u>(2) 保健所</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、医療業務を行う施設等</u>	<u>(3) 前2号に掲げるもののほか、医療業務を行う施設等</u>
--	------------------------------------

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服することを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定に</p>	<p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服することを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条</u></p>

<p>より採用された者</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用</p>	<p><u>の5第1項又は第28条の6第1項</u></p> <p><u>若しくは第2項の規定により採用された者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>
---	---

する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。ただし、第9条の2、附則第4条及び附則第8条においては、単に給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条、第9条及び第9条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合に

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条及び第9条の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、職員の退職又は死亡の日における給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前2条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 職員の退職又は死亡の日における給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の

職員の退職又は死亡の日における給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項各号に規定する在職期間に対する退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条の2第1項若しくは第12条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当（第6条及び第10条の2の規定による退職手当をいう。以下同じ。）及び第17条の規定による退職手当（同条第1号に掲げる給与に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の全部を支給しない

こととする処分を受けたことにより
一般の退職手当等の支給を受けなか
つたことがある場合における当該一
般の退職手当等に係る退職の日以前
の期間（これらの退職の日に職員又
は第18条の規定に該当する者となつ
たときは、当該退職の日前の期間）を
除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期
間

(2) 第7条第5項各号の規定により
職員としての引き続いた在職期間
に含むものとされた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるも
のとして規則で定める在職期間

（退職手当の調整額）

第10条 退職し、又は死亡した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順

（退職手当の調整額）

第10条 退職し、又は死亡した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当

次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(11) [略]

該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(11) [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項各号に規定する在職期間に対する退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条の2第1項若しくは第12条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当（第6条及び第10条の2の規定による退職手当をいう。以下同じ。）及び第17条の規定による退職手当（同条第1号に掲

げる給与に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員又は第18条の規定に該当する者となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項各号の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

3 退職した者の基礎在職期間(前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)に前項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 [略]

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にか

2 退職した者の基礎在職期間に第9条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にか

<p>かわらず、当該各号に定める額とする。</p>	<p>かわらず、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第9条第1項又は第3項</u>に規定する者で勤続期間が5年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前条第1項又は第3項</u>に規定する者で勤続期間が5年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p>
<p><u>5</u> [略]</p>	<p><u>6</u> [略]</p>
<p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p>	<p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p>
<p>第10条の2 第9条第1項に規定する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、<u>第9条の2</u>及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p>	<p>第10条の2 第9条第1項に規定する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p>
<p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p>
<p><u>2</u> [略]</p>	<p><u>2</u> [略]</p>
<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>
<p>第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき</p>	<p>第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するとき</p>

は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般的な退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般的な退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員とし

は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般的な退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般的な退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般的な退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた

ての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6　〔略〕

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2号の規定による退職手当（規則で定めるものに限る。）（次項において「失業手当」という。）の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、第17条第2号の規定（当該規定に基づく規則の規定を含む。）により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこ

在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6　〔略〕

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2号の規定による退職手当（規則で定めるものに限る。）（次項において「失業手当」という。）の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、第17条第2号の規定（当該規定に基づく規則の規定を含む。）により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を

とができる。

(1) [略]

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第15条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条

行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第15条 退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条

第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の

第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の

日から 6 月以内に第13条第 5 項又は前条第 3 項において準用する神戸市行政手続条例第14条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、第13条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11

日から 6 月以内に第13条第 5 項又は前条第 3 項において準用する神戸市行政手続条例第14条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、第13条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11

条の3第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機

条の3第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機

関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給

関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失

可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

第3条 第8条第3項及び第9条第4項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当の基本額は第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第9条の2第1項中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第3条」とし、第10条の2第1項中「前条」とあるのは、「前条及び附則第3条」とする。

第4条 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例又は規則が制定された場合において、当該条例又は規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることのうち、平成19年3月31日以前に行われたもので任命権者が定めるものを

業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

第3条 第8条第3項及び第9条第4項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当の基本額は第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。

第4条 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例又は規則が制定された場合において、当該条例又は規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることのうち、平成19年3月31日以前に行われたもので任命権者が定めるもの以

除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例又は規則の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第10条の2第2項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額については、この限りでない。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年 月条例第 号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退

外のものをいう。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例又は規則の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第10条の2第2項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額については、この限りでない。

職手当の基本額について準用する。
この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

第8条 神戸市職員の給与等に関する条例附則第12項の規定による又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　職員の<u>職務</u>の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3～11　〔略〕</p> <p>12　<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規</u></p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　職員の<u>事務</u>の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3～11　〔略〕</p> <p>12　<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち指定職給料表の適用を受ける職員以外の職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 [略]

第4条の2 削除

13 [略]

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第4条の2 法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第3条の2及び前条第12項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、次条に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員

	<p><u>等」という。)に該当する職員をいう。</u></p> <p><u>以下同じ。)以外の職員の勤務時間</u></p> <p><u>いう。次条において同じ。)で除して</u></p> <p><u>得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
(教員特別手当)	(教員特別手当)
第10条の5 [略]	第10条の5 [略]
2 [略]	2 [略]
3 教員特別手当の月額は、8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。	3 教員特別手当の月額は、8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（ <u>再任用職員</u> にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。
4 [略]	4 [略]
(特定の職員についての適用除外及び特例)	(特定の職員についての適用除外及び特例)
第16条の3 [略]	第16条の3 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> については、 <u>第4条第3項から第11項まで、第7条から第8条の3まで(第8条の2第1項から第3項まで及び第5項を除く。)</u> 及び第10条の7の規定は適用しない。	4 <u>再任用職員</u> については、第7条から第8条の3まで(第8条の2第1項から第3項まで及び第5項を除く。)及び第10条の7の規定は適用しない。
5～8 [略]	5～8 [略]
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1～11 [略]	1～11 [略]

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年 月条例第 号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員 63歳

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職

員 63歳

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他
の法律により任期を定めて任用さ
れる職員及び非常勤職員

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条
第1号及び第3号に掲げる職員に
相当する職員

(3) 神戸市職員の定年等に関する条
例第9条第1項又は第2項の規定
により法第28条の2第1項に規定
する異動期間（同条例第9条第1
項又は第2項の規定により延長さ
れた期間を含む。）を延長された同
条例第6条に規定する職を占める
職員

(4) 神戸市職員の定年等に関する条
例第4条第1項又は第2項の規定
により勤務している職員（同条例
第2条に規定する定年退職日にお
いて前項の規定が適用されていた
職員を除く。）

14 法第28条の2第4項に規定する他
の職への降任等をされた職員であつ
て、当該他の職への降任等をされた
日（以下この項及び附則第16項にお
いて「異動日」という。）の前日から

引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けっていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属

する職務の級における最高の号給の
給料月額と当該職員の受ける給料月
額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表
の適用を受ける職員（附則第12項の
規定の適用を受ける職員に限り、附
則第14項に規定する職員を除く。）で
あって、同項の規定による給料を支
給される職員との権衡上必要がある
と認められる職員には、当分の間、当
該職員の受ける給料月額のほか、人
事委員会規則で定めるところによ
り、附則第14項及び附則第15項の規
定に準じて算出した額を給料として
支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による
給料を支給される職員以外の附則第
12項の規定の適用を受ける職員であ
って、任用の事情を考慮して当該給
料を支給される職員との権衡上必要
があると認められる職員には、当分
の間、当該職員の受ける給料月額の
ほか、人事委員会規則で定めるとこ
ろにより、前3項の規定に準じて算
出した額を給料として支給する。

18 附則第12項から前項までに定める
もののほか、附則第12項の規定によ
る給料月額、附則第14項の規定によ

る給料その他附則第12項から前項まで
の規定の施行に関し必要な事項
は、人事委員会規則で定める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用								
短時間								
勤務職員以外の職員								
定年前		基準給 料月額						
再任用		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000	393,200
短時間								
勤務職員								

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000	393,200

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	231,400	278,600	313,100	347,600	423,200

備考 [略]

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	[略]	[略]	[略]	[略]
短時間勤務職員以外の職員				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 219,700	基準給料月額 273,200	基準給料月額 340,000

備考 [略]

エ 教育職給料表(4)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額 241,500	基準給料 月額 292,500	基準給料 月額 314,100	基準給料 月額 396,100	

備考 [略]

オ 教育職給料表(5)

再任用職員	231,400	278,600	313,100	347,600	423,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 [略]

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		219,700	273,200	340,000

備考 [略]

エ 教育職給料表(4)

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		241,500	292,500	314,100	396,100	

備考 [略]

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

備考 [略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		283,000	335,900	376,900	443,200

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員のうち人事委員会規則で定めるものの基準給料月額は、この表の額にかかわらず、別表第1の行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち人事委員会規則で定める額とする。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
以外の職員						
再任用職員		224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

備考 [略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
以外の職員					
再任用職員		283,000	335,900	376,900	443,200

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける再任用職員のうち人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、別表第1の行政職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち人事委員会規則で定める額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用							
短時間							
勤務職員以外の職員							
定年前		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
再任用		183,600	206,400	252,700	286,300	303,600	327,000
短時間							
勤務職員							

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員			183,600	206,400	252,700	286,300	303,600
							327,000

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(再任用職員を除く。)の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(降給の種類) 第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに <u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）</u> とする。	(降給の種類) 第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。
(降給の事由)	(降給の事由)

第2条の3 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して当該職員を降格することができる。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(懲戒の効果)

第6条 [略]

2 減給は、6月を越えない期間において、1月につき、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬）の月額の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

3 [略]

附 則

1～5 [略]

(定年に関する経過措置)

6 神戸市職員の給与等に関する条例

附則第12項の規定の適用を受ける職

第2条の3 職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して当該職員を降格することができる。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(懲戒の効果)

第6条 [略]

2 減給は、6月を越えない期間において、1月につき、給料及び地域手当（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、これらに相当する報酬）の月額の10分の1以下を減ずるものとする。

3 [略]

附 則

1～5 [略]

員に対する第2条の2の規定の適用
については、当分の間、第2条の2中
「とする」とあるのは「並びに神戸市
職員の給与に関する条例附則第12項
の規定による降給とする」とする。

7 第3条の2第4項の規定は、神戸市職員の給与等に関する条例附則第12項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要する	第2条 企業職員で常時勤務を要する

<p>もの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略] (適用除外)</p> <p>第15条 第3条の3、第4条、第4条の2及び第12条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>もの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略] (適用除外)</p> <p>第15条 第3条の3、第4条、第4条の2及び第12条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2、3 [略]</p>
--	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第6条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当等の支給)	(期末手当等の支給)
第1条 本市に勤務する常勤の職員又	第1条 本市に勤務する常勤の職員又

は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて規則で定める者（以下「職員」という。）に対しては、この条例に定めるところにより期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）を支給する。

2、3 [略]

（期末手当）

第2条 [略]

2 [略]

3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4、5 [略]

（勤勉手当）

第3条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とあるのは、

は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつて規則で定める者（以下「職員」という。）に対しては、この条例に定めるところにより期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）を支給する。

2、3 [略]

（期末手当）

第2条 [略]

2 [略]

3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4、5 [略]

（勤勉手当）

第3条 [略]

2 [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とあるのは、「100分の45（特

「100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）」とする。	特定幹部職員にあつては100分の55）」とする。
4～6　　[略]	4～6　　[略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条　[略]	第2条　[略]
2　この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。	2　この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。
(教職調整額の支給)	(教職調整額の支給)
第3条　義務教育諸学校等の教育職員	第3条　義務教育諸学校等の教育職員

(神戸市職員の給与等に関する条例
(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又は才教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(同条例別表第3イ教育職給料表(2)又は才教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者は、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 [略]

附 則

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

2 給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

(神戸市職員の給与等に関する条例
(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)別表第3イ教育職給料表(2)、ウ教育職給料表(3)又は才教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。以下同じ。)のうちその属する職務の級が1級若しくは2級又は3級(別表第3イ教育職給料表(2)又は才教育職給料表(5)の適用を受ける者に限る。)である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 [略]

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例

(昭和63年3月条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 神戸市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)、(5) [略]</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3)、(4) [略]</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

<p><u>長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条 第1項に規定する部分休業をいう。 以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法<u>第22条</u> <u>の4第1項</u>の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条 第1項に規定する部分休業をいう。 以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法<u>第28条</u> <u>の5第1項</u>の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2、3 [略]</p>
--	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間にについて40時間を超えない範囲内（法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては15時間30分から31時間までの範囲内、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては31時間を超えない範囲内、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、19時間25分から24時間35分までの範囲内）において人事委員会規則で定める時間とする。

2 [略]

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日（短時間勤

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間にについて40時間を超えない範囲内（法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては15時間30分から31時間までの範囲内、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては31時間を超えない範囲内、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」といいう。）にあっては、19時間25分から24時間35分までの範囲内）において人事委員会規則で定める時間とする。

2 [略]

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日（短時間勤

<p>務職員（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等をいう。次項において同じ。）にあっては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において任命権者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>務職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等をいう。次項において同じ。）にあっては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において任命権者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～6 [略]</p>
--	---

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 神戸市職員の再任用に関する条例（平成13年3月条例第39号）は、廃止する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす</p>

<p>る。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
--	------------------------------

(職員の特殊勤務手当に関する条例)

第13条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員の特殊勤務手当の額）</p> <p>第40条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定</p>	<p>（短時間勤務職員の特殊勤務手当の額）</p> <p>第40条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定</p>

する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対して支給する特殊勤務手当（その額が月額で定められたものに限り、前条に規定する海外派遣手当を除く。）の額は、第4条から第38条までの規定にかかわらず、これらの規定による支給額に、それぞれの勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員以外の職員の勤務時間をいう。）で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対して支給する特殊勤務手当（その額が月額で定められたものに限り、前条に規定する海外派遣手当を除く。）の額は、第4条から第38条までの規定にかかわらず、これらの規定による支給額に、それぞれの勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員以外の職員の勤務時間をいう。）で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第14条 神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成29年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(高齢者部分休業)	(高齢者部分休業)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。	2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳 <u>(診療所、保健所その他の医療業務を行う施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師並びに工業高等専門学校長にあっては60歳、工業高等専門学校の教授、准教授、講師、助教及び助手にあっては58歳)</u> とする。

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第15条 神戸市職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成31年3月条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 地方公務員法 <u>第28条の6</u> 第1項 の規定により退職した場合（同法 <u>第28条の7</u> 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。） (3)～(6) [略]	(2) 地方公務員法 <u>第28条の2</u> 第1項 の規定により退職した場合（同法 <u>第28条の3</u> 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。） (3)～(6) [略]
--	--

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第16条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
（号給の切替えに伴う経過措置）	（号給の切替えに伴う経過措置）
第4条 [略]	第4条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
<u>4 前3項の規定は、給与条例附則第12項の適用を受ける職員には適用しない。</u>	

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の規定 公布の日
- (2) 第2条中神戸市職員退職手当金条例第2条第3項の改正規定 令和4年10月1日
(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第1条の規定による改正後の神戸市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同様の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合

における新条例定年をいう。

(10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。

(12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第12条の規定により採用された職員をいう。

(13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。

(14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるとときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第

3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到

達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条及び附則第5条の規定が適用される間における毎年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人委員会規則で

定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(新退職手当金条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第11条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例(以下「新退職手当金条例」という。)第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「第22条の4第1項の規定により採用された者」とあるのは、「第22条の4第1項の規定により採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者」とする。

2 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する新退職手当金条例第12条第1項第2号及び第3号、第13条第1項第2号及び第3号並びに第15条第5項の規定の適用については、同条例第12条第1項中「(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する同法附則第8条第6項の規定により適用される地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分を含む。以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)」とする。

(新退職手当金条例第9条の2における適用期間の経過措置)

第12条 基礎在職期間(新退職手当金条例第9条の2第2項に規定する基礎在職

期間をいう。) の初日が施行日前である者に対する同条例第9条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 年月条例第 号)の施行の日以後の期間に限る。)」とする。

(新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例(以下「新給与条例」という。)第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。)をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間(勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員、新給与条例第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)に該当する職員をいう。)以外の職員の勤務時間をいう。)で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適

用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の5第3項の規定を適用する。

(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する新給与条例の適用除外)

第15条 新給与条例第4条第3項から第11項まで、第7条から第8条の3まで(第8条の2第1項から第3項まで及び第5項を除く。)及び第10条の7は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する新企業職員給与条例の適用除外)

第16条 第5条の規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の3、第4条、第4条の2及び第12条は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

(改正後の職員に対する期末手当等の支給に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第17条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第2条第3項及び第3条第3項の規定を適用する。

(改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(施行細則の委任)

第19条 前各条に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、又は任命権者が定める。

理 由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、条例を整備する必要があるため。

第 54 号議案 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件（概要）

1. 定年の段階的引き上げ

職員の定年を令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げを行う。

現行	令和 5 ・ 6 年度	令和 7 ・ 8 年度	令和 9 ・ 10 年度	令和 11 ・ 12 年度	令和 13 年度以降
60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

※現在、特例定年に設定されている職員は、段階的な引き上げに合わせて順次引き上げを行う

2. 管理監督職勤務上限年齢制の導入

定年引き上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制（以下、「役職定年制」）を導入する。

- 管理監督職勤務上限年齢に達している者は、従来の定年に達した日から最初の 4 月 1 日までの期間に管理監督職以外の職等へ降任又は転任させる。
- 管理監督職の範囲は管理職手当の支給対象の職とし、管理監督職勤務上限年齢は従来の定年とする。
- 職務遂行上の事情や降任等に伴う欠員補充の困難性がある場合等において、役職定年制による他の職への降任又は転任を行わない特例を設定する。

3. 給与に関する措置

- 当分の間、現行定年に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、その者の受ける給料月額の 7 割に設定する。
- 従来の定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。
- 給料改定以外を理由として給料月額が下がる場合に、減額前の給料月額と勤続期間、減額後の給料月額と減額後退職日までの勤続期間に応じ退職手当の計算を行う特例（ピーク時特例）を導入する。

4. 暫定再任用制度・定年前再任用短時間勤務制度の導入

現行の再任用制度を廃止し、定年引き上げ期間中も 65 歳までの継続雇用を行うための制度を措置。勤務時間や給与等は現行の再任用制度と同様とする。

○暫定再任用制度

既存の再任用職員や定年退職を経た職員を 65 歳まで任用する制度として暫定再任用制度を導入。
任期は 1 年間。

○定年前再任用短時間勤務制度

60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人希望により短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入。任期は当該職員の定年退職日まで。

5. 情報提供・意思確認

当分の間、職員が従来の定年に達する日の前年度に、従来の定年に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するとともに、従来の定年退職日以後の勤務の意思確認に努める。

6. 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日